

※【資料のホームページ掲載にあたっての注釈】

この資料は第1回協議会の配布資料ですが、当日協議されなかった内容が含まれていますので、ご留意ください。（詳細は議事要旨をご参照ください。）

第1回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

【参考】これまでの経緯等

P1～3

1 R5年度以降の検討体制

P4～7

2 今後のスケジュール

P8

令和5年7月21日（金）

参考

これまでの経緯

時 期	取 組 内 容	
H29年10月	○「県域水道一体化の目指す姿と方向性」提示(県・市町村長サミット)	H28年 磐城郡3町 水道広域化の覚書 締結、推進協議会 発足
H30年 4月	○県域水道一体化検討会(県・28市町村・奈良広域水質検査センター組合の部局長・課長) 発足 ~ R3年2月までに8回開催	
H31年 3月	○「新県域水道ビジョン」策定(県域水道一体化を正式に位置づけ)	R元年10月 水道法一部改正
R 3 年 1 月	○県「水道事業等の統合に関する覚書」締結 (県・27市町村・奈良広域水質検査センター組合の長) 現時点での以下の基本的事項について合意 ・R7年度からの事業開始(事業統合) ・統合時に水道料金統一(基本) ・今後、覚書締結団体で一体化に向けての協議検討を進めること 等	R2年6月 磐城郡3町 水道広域化の基本協定 締結
8月	○協議会設立総会 及び第1回協議会 開催 奈良県広域水道企業団設立準備協議会(任意協議会) 発足	
R 4 年 2 月	○第2回協議会 開催 一体化後の給水原価・供給単価の試算結果、基本計画骨子案等について協議→了承	
6月	○第3回協議会 開催 首長による2検討部会の設置等について協議→了承 ~ 奈良市提示論点の検討部会(6~9月に5回開催)、意思決定プロセス等の検討部会(10~11月に5回開催)	R4年4月 磐城郡水道企業団 事業開始
10月	○第4回協議会 開催 奈良市不参加による今後の県域水道一体化の運営等について協議→了承	
11月	○第5回協議会 開催 基本計画案・基本協定書案等について協議→了承	
R 5 年 2 月	○第6回協議会 開催 ○基本計画の合意・策定、基本協定の締結(県・23市町村・磐城郡水道企業団・奈良広域水質検査センター組合の長)	
3月	○基本協定締結26団体の全議会 奈良県広域水道企業団設立準備協議会を法定協議会とするための議案 可決	
4月	○奈良県広域水道企業団設立準備協議会 法定協議会として発足	

参考

基本協定の締結団体と内容

基本協定締結団体

26団体

奈良県、

23市町村(大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、

平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町)

磯城郡水道企業団(川西・三宅・田原本町)、

奈良広域水質検査センター組合

基本協定の内容

令和5年2月1日締結

(上記26団体)は、各々が行っている用水供給事業、水道事業及び共同処理する水質検査業務の統合に関し、次のとおり合意し、基本協定を締結する。

(統合の目的)

第1条 水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを統合の目的とする。

(統合の時期)

第2条 水道事業等の統合の時期は、令和7年4月1日とする。

(企業団の設立)

第3条 第1条の目的を達成するために、奈良県広域水道企業団(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づく一部事務組合。以下「企業団」という。)を設立する。

(基本的合意)

第4条 関係団体は、別途策定する「奈良県広域水道企業団基本計画」の内容に合意する。

(相互協力)

第5条 関係団体は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と水道サービスの向上を図るため、常に相互協力をを行うものとする。

(その他)

第6条 この基本協定に定めのない事項又は基本協定の内容に疑義が生じたときは、関係団体が協議して定めるものとする。

令和5年2月1日

参考

奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約

- 基本協定締結26団体の全議会において、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を法定協議会とするための議案 可決
- 令和5年4月1日 法定協議会として発足

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団(以下「広域水道企業団」という。)の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体(以下「関係団体」という。)がこれを設ける。※別表略

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広域水道企業団の設立のための連絡調整に関する事務
 - (2) 広域水道企業団が経営する広域的な水道事業等の計画の作成に関する事務
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務
- 2 前項の事務に係る検討を集中的かつ効率的に進めるため、必要に応じ、**関係団体の長等による検討部会及び関係団体の実務者による幹事会及び作業部会を設置するものとする。**

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、奈良県奈良市法蓮町757奈良県水道局内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 委員 25名

(会長及び副会長)

- 第7条 **会長は、奈良県知事の職にある者をもって充て、副会長は、橿原市長及び生駒市長の職にある者をもって充てる。**
- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
 - 4 会長の職務を代理する副会長の順序は、橿原市長、生駒市長の順とする。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長(橿原市長及び生駒市長を除く)をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは有識者等に出席を求めて意見を聞くことができる。
- 6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(事務局)

第10条 第4条の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

2 事務局長は、奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第11条 略第4条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、関係団体に属する職員の参加に係る経費(旅費等)については、その属する関係団体が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

1 R5年度以降の検討体制

奈良県広域水道企業団設立準備協議会 (R5.4～法定協議会化)

【目的】奈良県広域水道企業団設立のための連絡調整、広域的な水道事業の計画の共同作成
【構成】(会長)知事、(副会長)橿原市長、生駒市長、(委員)その他の関係団体の長

協議会事務局

【目的】関係団体間の連絡調整、会議資料の作成 等
【構成】県水道局、橿原市(上下水道部)、生駒市(上下水道部)

首長等による検討部会

【目的】一体化後の経営方針の意思決定プロセス、その他企業団の運営に関する重要事項等について、関係団体の長レベルで検討協議

- ・副企業長、議員の定数・選任等の考え方、
- ・施設整備の実施計画、
- ・水道料金の体系、用水供給単価
- ・市町村下水道業務の取扱 など

【構成】県(水道担当副知事)、橿原市長、生駒市長、その他の関係団体の長

(案)

■名称 県域水道一体化検討部会

■部会員 11名

副知事(水道担当)【座長】

橿原市長、生駒市長(協議会副会長)

大和郡山市長、天理市長、御所市長、

安堵町長、田原本町長、高取町長、上牧町長、下市町長

※なお、部会員以外の首長については、会合の都度事前に意見照会するとともに、当日オブザーバー参加可とする

■その他

- ・当部会の事務局は協議会事務局が担当する

- ・当部会は非公開とする

なお、報道機関への対応は事務局が行う。その内容については部会の了承を得る

実務者による検討体制

幹事会

【目的】本体協議会の議事事項について、協議・調整
【構成】関係団体の部局長・課長級職員

作業部会

【目的】

一体化に関する実務的な検討事項について、分野毎に経験・知識を持つ実務者レベルで検討、協議資料を作成
【構成】各分野ごとに経験・知識をもつ関係団体の実務者数名

総務作業部会	組織・職員、入札・契約制度、各種例規、危機管理等に関する事
財政運営作業部会	水道料金、各種手数料等、資産等管理、財政収支、予算決算等に関する事
施設整備作業部会	施設の整備計画、事業認可、施設台帳等に関する事
業務運営作業部会	営業、給水装置、水質管理等に関する事
システム作業部会	各種システムに関する事

① 奈良県広域水道企業団設立準備協議会事務局運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、規約第10条第1項に定める事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この事務局は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会事務局（以下「事務局」という。）という。

(所掌事務)

第3条 事務局は、規約第4条第1項各号に掲げる事務の処理に関し、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）、規約第4条第2項に定める検討部会（以下「検討部会」という。）、幹事会（以下「幹事会」という。）及び作業部会（以下「作業部会」という。）における協議資料の作成に関すること

(2) 協議会、検討部会、幹事会及び作業部会の庶務に関すること

(3) 作業部会における調査・検討の方針に関すること

(4) その他規約第4条第1項各号に掲げる事務の処理に関し必要な事項

(組織)

第4条 事務局は、奈良県水道局県域水道一体化準備室、橿原市上下水道部及び生駒市上下水道部の職員をもって組織する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、協議会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

② 県域水道一体化検討部会運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、規約第4条第2項に定める関係団体の長等による検討部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この検討部会は、県域水道一体化検討部会（以下「検討部会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 検討部会は、奈良県広域水道企業団の運営に関する事項のうち経営方針の意思決定プロセスその他検討部会での検討・協議が必要と認められるものについて、検討・協議し、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）に報告を行う。

(組織)

第4条 検討部会は、奈良県副知事（水道担当）及び橿原市長、生駒市長その他協議会を構成する団体の長の職にある者をもって組織する。

2 前項のその他協議会を構成する団体の長の職にある者は、奈良県市長会及び奈良県町村会からの推薦に基づき協議会が決定する。

3 検討部会の座長は、奈良県副知事（水道担当）の職にある者をもって充て、検討部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議の進行役となる。

3 検討部会の構成員は、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

4 第3条の事務を遂行するために必要と認められる場合は、有識者等に対し会議への出席を求めて意見を聞くことができる。

5 会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(経費の支弁の方法)

第7条 第3条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、検討部会の構成員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する団体が負担する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

③ 奈良県広域水道企業団設立準備幹事会運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、規約第4条第2項に定める関係団体の実務者による幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この幹事会は、奈良県広域水道企業団設立準備幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会は、規約第4条第1項各号に掲げる事務について、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）及び規約第4条第2項に定める検討部会（以下「検討部会」という。）における検討・協議のため、必要な調整を行う。

(組織)

第4条 幹事会は、協議会を構成する団体の県域水道一体化担当の部長級及び課長級の職員をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置く。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長は、奈良県水道局長の職にある者をもって充てる。

5 副幹事長は、橿原市上下水道部長及び生駒市上下水道部長の職にある者をもって充てる。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

7 幹事長の職務を代理する副幹事長の順序は、橿原市上下水道部長、生駒市上下水道部長の順とする。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事会の構成員は、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

4 第3条の事務を遂行するために必要と認められる場合は、有識者等に対し会議への出席を求めて意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の調整の経過及び結果について協議会又は検討部会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(経費の支弁の方法)

第8条 第3条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、幹事会の構成員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する団体が負担する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

④ 奈良県広域水道企業団設立準備作業部会運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、規約第4条第2項に定める関係団体の実務者による作業部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この作業部会は、奈良県広域水道企業団設立準備作業部会（以下「作業部会」という。）という。

(所掌事務等)

第3条 作業部会は、規約第4条第1項各号に掲げる事務について、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）の事務局の指示に基づき、実務上の知識・経験を踏まえ連携して調査、検討等を行い、幹事会に報告を行う。

2 作業部会は、次表のとおり専門分野別に設置し、それぞれ同表に掲げる事務に関する調査、検討等を所掌する。

総務作業部会	組織・職員、入札・契約制度、各種例規、危機管理等に関する事務
財政運営作業部会	水道料金、各種手数料等、資産等管理、財政収支、予算決算等に関する事務
施設整備作業部会	施設の整備計画、事業認可、施設台帳、管路・設備等の維持管理、監視制御等に関する事務
業務運営作業部会	営業、給水装置、水質管理等に関する事務
システム作業部会	各種システムに関する事務

(組織)

第4条 作業部会は、協議会の構成団体から募集し、調整のうえ、協議会の事務局長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会に部会長1名及び副部会長2名を置き、協議会の事務局長が指名する。

3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、協議会の事務局長と調整のうえ、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の進行役となる。

3 作業部会の構成員は、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

4 第3条の事務を遂行するために必要と認められる場合は、有識者等に対し会議への出席を求めて意見を聞くことができる。

5 作業部会は、必要に応じて、関係する他の作業部会との合同会議やエリア別・人口規模別等の区分によるブロック会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(経費の支弁の方法)

第7条 第3条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、作業部会の構成員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する団体が負担する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営等に関し必要な事項は、協議会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

参考

R5年度 実務者による作業部会の検討作業の状況

作業部会	これまでの主な検討事項	左記の作業状況
総務作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ○企業団職員の勤務・給与等条件 ○企業団の本部、事務所の業務所掌 ○入札・契約制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の現状を調査 ・調査結果を踏まえて検討中(作業部会)
財政運営作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ○減免制度 ○加入金制度 ○統合当初の具体的な料金体系の設定等 ○財務会計システムの構築(R6年度中に構築予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の現状を調査 ・調査結果を踏まえて検討中(作業部会) ・試算のために必要な各団体の直近(R4年度決算)数値を調査 ・調査結果等を踏まえて試算作業中(事務局) ・各団体の現状を調査 ・複数開発業者へヒアリング(機能確認等) ・調査・ヒアリング結果を踏まえて仕様書検討・発注準備中(県水道局)
施設整備作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備の具体的な実施計画 (広域化施設整備計画、経年施設更新計画) ○設計・積算基準、積算システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までに各団体から提出済の施設整備予定内容に基づき、 実施に向け詳細をヒアリング ・ヒアリング結果を踏まえて検討中(作業部会) ・各団体の現状を調査 ・調査結果を踏まえて検討中(作業部会)
業務運営作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ○水道料金の検針・請求サイクル等 ○料金システムの構築(R6年度中に構築予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の現状を調査 ・調査結果を踏まえて検討中(作業部会) ・開発業務委託の入札・契約済(県水道局) ・業者を交え詳細なシステム仕様を検討中(作業部会)
システム作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ○企業団の各種システムの体系化 ○企業団の各種システムを搭載する基盤システム、 ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計、料金その他多様なシステムを体系的に整理(作業部会) ・関連分野の複数業者へヒアリング(機能確認等) ・ヒアリング結果を踏まえて検討中(作業部会)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村下水道業務の企業団での一部受託 ○県内11村の水質検査業務を企業団で受託する場合の検査手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の現状を調査・ヒアリング ・調査・ヒアリング結果を踏まえて受託範囲を整理中(事務局) ・算定作業中(事務局)

2 今後のスケジュール

時 期		主 な 事 項
R5年度	7月	<p>○協議会 ・検討体制、今後のスケジュール</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 必要に応じ、協議会、検討部会、作業部会等を開催 </div>
R6年度	8月	<p>○協議会 ・企業団規約案 等</p> <hr/> <p>✓【全企業団構成団体(連名)】国へ一部事務組合(企業団)設立許可申請 ✓【全企業団構成団体】各議会へ関係議案提案(企業団設立議案 等) ✓その他準備</p> <hr/> <p>11月 ○一部事務組合(企業団) 設立</p> <hr/> <p>✓【全企業団構成団体】各議会へ関係議案提案(関係条例等廃止議案 等) ✓【全企業団構成団体】国又は県へ事業廃止許可申請 ✓【企業団】企業団議会へ関係議案提案(関係条例制定議案、予算案 等) ✓【企業団】国へ事業認可申請・国交付金要望 ✓その他準備</p>
R7年度	4月	○事業統合